び「最近２事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

⑴　一般的事項

［ａ～ｆ　略］

ｇ　第一部中「第２　企業の概況」から「第４　設備の状況」までの記載については、次によること。

［(a)・(b)　略］

(c)　財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。

①　財務諸表等規則第131条第１項又は第２項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載するとともに、企業集団の状況に関する重要な事項及び経営成績の概要を記載すること。

②　［略］

［⑵・⑶　略］

⑷　代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、報告書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの（以下⑷において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の５第１項の規定により報告書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。

［⑸・⑹　略］

⑺　本国における法制等の概要

「第１　本国における法制等の概要」の「１　会社制度等の概要」から「３　課税上の取扱い」までの事項については、以下のいずれかにより記載すること。

ａ　［略］

ｂ　５事業年度ごとに当該事項の記載を行う。この場合には、当該事項の記載を行った事業年度（以下ｂにおいて「基準事業年度」という。）に続く４事業年度に係る報告書については、基準事業年度を明記した上、以下によること。

［(a)・(b)　略］

［⑻～⒀　略］

⒁　事業の内容

第二号様式記載上の注意⑵に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑵ｃ中「提出会社が有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号）第49条第２項に規定する特定上場会社等に該当する場合」とあるのは「本報告書が公衆の縦覧に供されることにより提出会社が有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号）第49条第２項に規定する特定上場会社等に該当することとなる場合」と読み替えるものとする。

［⒂・⒃　略］

び「最近２事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

⑴　一般的事項

［ａ～ｆ　同左］

ｇ　［同左］

［(a)・(b)　同左］

(c)　［同左］

①　財務諸表等規則第131条第１項又は第２項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載するとともに、企業集団の状況に関する重要な事項及び業績の概要を記載すること。

②　［同左］

［⑵・⑶　同左］

⑷　代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、報告書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの（以下この⑷において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の５第１項の規定により報告書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。

［⑸・⑹　同左］

⑺　本国における法制等の概要

第１の１から３までの事項については、以下のいずれかにより記載すること。

ａ　［同左］

ｂ　５事業年度ごとに当該事項の記載を行う。この場合には、当該事項の記載を行った事業年度（以下このｂにおいて「基準事業年度」という。）に続く４事業年度に係る報告書については、基準事業年度を明記した上、以下によること。

［(a)・(b)　同左］

［⑻～⒀　同左］

⒁　事業の内容

第二号様式記載上の注意⑵に準じて記載すること。この場合において、「提出会社が有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号）第49条第２項に規定する特定上場会社等に該当する場合」とあるのは「本報告書が公衆の縦覧に供されることにより提出会社が有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号）第49条第２項に規定する特定上場会社等に該当することとなる場合」と読み替えるものとする。

［⒂・⒃　同左］